

## 業としての自殺幫助の禁止は違憲 ドイツ連邦憲法裁判所

訳：柴 嵩 雅 子\*

### Verbot der geschäftsmäßigen Förderung der Selbsttötung verfassungswidrig Bundesverfassungsgericht

Übersetzt von Masako Shibasaki\*

#### < 訳者解題 >

以下に訳出したのは、ドイツ連邦憲法裁判所が2020年2月26日の判決について出したプレス・リリース、「業としての自殺幫助の禁止は違憲」である<sup>1)</sup>。ドイツと日本では状況が大きく異なるため、まずドイツにおける自殺幫助をめぐる事情と、違憲とされた刑法第271条について説明しておこう。

自殺を幫助した場合、日本では刑法第202条が、「6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する」と規定している。しかしドイツでは、1871年に統一国家が成立して以来、自殺幫助は法律では禁じられていない。したがって、末期患者に依頼された医師が致死薬を渡すことが実際に行われていた。もちろん自殺を大罪とするキリスト教の影響力も大きく、処罰しないまでも自殺への忌避感はやはり強いため、医師が気楽に自殺を幫助できるわけではなかった。

21世紀に入り、こうした状況を揺るがしたのが自死援助団体の登場である。ドイツの隣国、スイスでは、自殺幫助罪は存在するものの、利益目的でなければ処罰の対象とならないため、1980年代からNPOが致死薬の入手を助け、それを本人が飲む際に介助していた。とりわけ1998年に創設された「ディグニタス」は外国人も受け入れるため、そこで自死を援助してもらうドイツ人が、2006年には120人にまで増えていた。また2005年にはハノーバーにディグニタスのドイツ支部が発足した。ハンブルグ市の法務大臣だったローガー・クッシュも2007年、自死を援助する協会を設立している。こうした「自殺ツーリズム」や団体としての活動は、自殺や自殺幫助に反対する人々を刺激し、自殺幫助を阻止するための議案提出となったのである。

党派を超えて自殺幫助の規制あるいは許可が議論され、最終的に4つの法案が議会に提出された。第一案では、「業としての」自殺幫助を禁止する。「業としての」というのは、利益を得るという意味ではなく、繰り返し実施するというこ

\* しばさき まさこ：大阪国際大学人間科学部教授〈2020.6.1受理〉

である。つまり、自殺幫助は身近な人に対して一回きりならよいが、団体などが何度も行うと処罰することになる。第二案では、医師による自殺幫助を一定の条件下で認める。第三案では、いかなる自殺幫助も処罰しない。逆に第四案では、自殺幫助を違法とする。2015年11月6日、第一案が支持を得て刑法第217条が誕生し、2015年12月15日に発効した。その条文は以下の通りである。

- (1) 他人の自殺を幫助する目的で、業として自殺の機会を与え、創出し、又は斡旋する者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。
- (2) 自ら業として行為せず、かつ第1項が規定する他人の親族又は近親者である者は、関与者として処罰しない。

刑法第217条に対しては数々の違憲の提訴があり、最終的に連邦憲法裁判所は6件の訴えを審議することになった。原告らの立場は、大きく4つに分けられる。ディグニタスや「死の援助ドイツ」のような自死援助団体の関係者、第二がそうした団体に死ぬのを助けてもらう予定だった患者、第三が自死援助を行ってきた医師、第四が自死援助に関するアドバイスを与えてきた弁護士である。それぞれ、第217条によって人格権や職業の自由などを侵害されたと主張していた。

連邦憲法裁判所は、原告の訴えをほぼ全面的に認める判決を下した。医師や団体の自死援助を禁じてしまうと、「自己決定に基づき死ぬ権利」が事実上、行使できなくなるからである。国家はもちろん安易な自殺は予防してよいし、悪質な自死援助団体を規制しても構わないが、個人のアイデンティティに関わる熟慮の上の自殺を不可能にしてはならず、死を選ぶ自己決定は生命の保護に優先する、と連邦憲法裁判所は明言している。

2016年6月にカナダ、2017年11月にはオーストラリアのヴィクトリア州、2019年12月には西オーストラリア州が、自死援助と自発的積極的安楽死を合法化するなど、死の援助を合法化する動きは欧米先進国ではますます高まってきている。熟慮の上の自死の権利を明確に示したこの判決は、ドイツのみならず他国でも、そうした動向の後押しをすることになるだろう。

なお、節などの区分に用いる記号が日本とは異なることを、あらかじめ注意しておきたい。「主要な考察」はまずⅠからⅢの3部に分かれる。Ⅰはさらに1～4の4つの章に区分され、1はa)とb)の2節に分かれる。このうちa)はさらにaa)、bb)、cc)の3つに下位区分されている。続く章のうち2と4は分かれていないが、3はまずa) b) c)の3つの節に分かれている。そのうちa)はaa)とbb)に分かれ、そのうちbb)はさらに(1)(2)に細区分される。b)は分かれていないが、c)はaa)とbb)に分かれ、bb)は(1)(2)(3)に区分され、このうち(2)はさらに(a)(b)(c)と細区分されている。

#### キーワード

自殺幫助、自死援助、自己決定権、臨死介助

一般的人格権（基本法第1条第1項と結びついた第2条第1項<sup>2)</sup>）は、自己決定に基づき死ぬ権利を包含する。この死ぬ権利は、みずから命を絶ち、その際、第三者の自発的な助力に頼る自由を含む。この権利を行使する際、個人は自分自身の生活の質と意義に対する自らの理解に応じて、自分の生命を終わらせる決断を下す。国家と社会は、この決断を第一に主体的な自己決定の行為として尊重しなければならない。それゆえ憲法裁判所第二部は本日、刑法典第217条で定められた業としての自殺幫助の禁止は、援助を受けて自殺する可能性を事実上、大幅に制限してしまうがゆえに基本法に反しており、無効という判決を下した。だからといって立法府が憲法により自殺幫助の規制を禁じられたわけではない。ただ規制に際して、自己決定に基づき自らの生命を終結させる権利を、個人が実行に移せる余地が十分あることを保障しなければならないのである。

### 事実関係

刑法第217条（業としての自殺幫助の禁止）は、他人の自殺を幫助する目的で、業として自殺の機会を与え、創出し、又は斡旋する者を、刑罰で脅かしている。それに対して、ドイツやスイスに本部があり自死を援助する協会を始め、そうした協会の手を借りて自らの生命を終結したいと考えている重病の患者、患者を診療している施設医と訪問医、自殺関連の相談に応じている弁護士らが、異議を申し立てている。

### 主要な考察

I. 業としての自殺幫助の禁止は、自殺を決意した人の一般的人格権（基本法第1条第1項と結びついた第2条第1項）の中でも、自己決定に基づき死ぬ権利を侵害している。この禁止は、自分の生命を自らの手で終結させる行為としての自殺を、繰り返し幫助することに限って規制しているが、それでもやはり権利の侵害に当る。

1. 一般的人格権は個人の主体性の表現として、自己決定に基づき死ぬ権利を包含する。この権利は、みずから命を絶つ自由、その際に第三者の手助けを求める自由、そして手助けが提供される限り、それを受ける自由をも含む。

a) 自己決定に基づき自分の生命を自らの手で意識的に望んで終結させる決断を下す権利を、一般的人格権は保障している。

aa) 憲法の法秩序は人間を、自分で決定して責任を取ることができる存在として捉えており、人間の尊厳と自由を尊重し保護することは、その根本的な原則である。人間は自由に自己決定し発展すると考えると、人間の尊厳の保障は、とりわけ人としての個性、アイデンティティ、不可侵性の保持を包含する。したがって、失われることのない人間の尊厳は、その人が自己責任を取れる人格としてつねに認められていることに存する。こうした主体的な自己決定の概念は、一般的人格権が保障する内容の中で詳細に具体化されている。それによって、個人がアイデンティティと個性を自己決定に基づいて見出し、発展させ、保

持できる根本条件が守られているのである。

自己決定に基づき自分自身の人格を保持するためには、自分自身の自己像や自己理解とどうしても相容れない生活形態に押し込まれることがあってはならない。自分自身の判断基準に従って身を処すことができる必要があり、自分の生命を終結させる決断は、人間の人格にとって実存的な意義を有する。自らの人生にどのような意味を見出すのか。生命を自ら終結させることを考えるか否か。もし考えるとすれば、その理由は何なのか。こうした問いへの答えは、きわめて個人的な思想や信条によって異なる。自殺への決意は人間存在の根本問題であり、他のいかなる決定にも増して、人間のアイデンティティと個性に関わる。それゆえ自己決定に基づき死ぬ権利は、自由意志により生命維持の手段を拒否する権利を包含するのみならず、自らの手で生命を終結させる決断にも及ぶ。

bb) 自己決定に基づき死ぬ権利は、重病や不治の病あるいは人生や病気の特定の時期とといった、外的状況に制限されず、人間存在のあらゆる段階において存在する。保護の領域を特定の原因や動機に限定すれば、自殺を決意した人の動機を審査することになり、基本法における自由の観念にそぐわない内容を前もって規定することになってしまう。自分自身の生活の質と意義に対する自らの理解に応じて、自分の生命を終わらせると個人が下した決断は、一般的な世界観、宗教的戒律、生死の問題に取り組む時の社会的モデル、客観的に合理性を持った考察、による審査を免れている。そのような自殺の決断は正当化する他の根拠を必要とせず、第一に主体的な自己決定の行為として、国家と社会によって尊重されなければならない。

cc) 自殺者は自分の生命と同時に自己決定の前提を手放すがゆえに、自らの尊厳を放棄しているという理由で、自分自身を殺す権利を否定してはならない。自己決定に基づき自分の人生を処することは、むしろ人間の尊厳に内在する主体的な人格の発展という理念を直接、表現しており、たとえ最後のものではあったとしても、やはり尊厳の表現なのである。

b) 自分自身を殺す権利は、自ら命を絶つ自由、その際に第三者の手助けを求める自由、そして手助けが提供される限り、それを受ける自由をも含む。自由に行動する第三者との交流を通じて人格を発展させることを、基本法は保障している。基本権の行使が第三者の介入に依存し、自由な人格の発展が他者の協力次第であるなら、第三者が自身の自由の枠内で支援を提供することを禁じてはならない。基本権の行使がそのような禁止によって制限されないことも、基本法は保障しているからである。

2. 刑法第 217 条は、たとえ死を望む人を法規の直接の対象としていなくても、そうした人の一般的人格権を侵害している。間接的あるいは事実上の効力しか持たない国家的処置であっても、目的設定や効力が法規による直接的侵害に等しい場合、基本権を侵すことがあるため、憲法により十分正当化されなければならない。刑法第 217 条第 1 項における業としての自殺幫助の禁止は刑罰を伴い、自殺への自由を現実的に制限し、個人が自死援助を

受けることを事実上、ほぼ不可能にしてしまっている。個人の自由のこうした制限は禁止目的の中に意識的に含まれており、自殺を望む人に対する侵害をも根拠付けている。人としての個性、アイデンティティ、不可侵性のために自分自身の人生について下す自己決定には実存的意義があることを考えると、この侵害は特に甚大である。

3. この侵害は正当化されない。業としての自殺幫助の禁止は、厳密な比例原則の基準によって評価しなければならない。基本法を制限する法律がその基準を満たすのは、目的が正当で、その目的を達成するのに必要かつ適切であり、そこから生じる制限と適切な比例関係を保っている場合に限られる。

a) 業としての自殺幫助の禁止に関して、立法府の目的は正当である。

aa) 自らの生命に対する個人の自己決定、ひいては生命そのものを保護することに、この規制は役立つ。

主体性や生命の保護を目指している点で、刑法第 217 条の禁止は、国家が憲法に基づく保護義務を果たすことに役立っており、したがってその目的は正当である。基本法第 2 条第 2 項第 1 文と結びついた第 1 条第 1 項第 2 文<sup>3)</sup>は、自らの生命を終結させる決定を下す個人の主体性を守り、それを通して生命そのものを保護することを、国家に義務付けている。この保護義務を果たす際、立法府は個人の主体性が第三者によって脅かされる具体的な危険を阻止する権限を持つだけではない。幫助された自殺が社会において生命終結の通常の方法として広まるのを防ごうとする点でも、立法府の目的は正当である。有益性の考慮といった何らかの条件によって、命を絶つことを社会的圧力が促進するかもしれないが、そのような事態に至らないよう立法府が防止することは許されている。

bb) 「業としての自殺幫助の提供は、自己決定に対する危険をはらんでいる」という立法府の想定は、憲法により異議を唱えられない根拠に基づいている。

(1) 業としての自殺幫助を認可した場合、長期的にどのような影響が出るのかについて、科学的に確かな認識は存在しない。こうした状況では、立法府は入手できる情報や認識の可能性の中で、客観的で支持できる判断に依拠するだけで十分である。

(2) この点では、立法府による危険の予想は、憲法上の審査に通る。

口頭審理の結果によると、「ドイツにおける業としての自殺幫助の従来の実践は、意志の自由、それゆえ自己決定の自由を、いかなる場合でも守るには不適切である」という立法府の判断は、いずれにせよ支持できることが証明された。自殺願望が自由意志に基づくか否かのチェックは、しばしば「妥当と思われる」という観点が根拠になっており、他の人にはその詳細を窺い知ることができない。とりわけ死を援助する団体では、死を望む人に身体的あるいは精神的な疾患があれば、医学的資料を確認せず、また専門医による診察や助言や説明もなく、自殺幫助が行われている。したがって、「自殺幫助を業として実施するものの参入により、自殺の遂行が容易になった結果、意志を自由に形成して決断にいたる

ことが十分に保障されない事例が目立つ」という立法府の想定は納得できる。

さらに、「業としての自殺幫助が『社会的常態化』するに至り、特に老人や病人にとって、幫助された自殺が生命終結の通常の方法になってしまうかもしれず、主体性を脅かす社会的圧力を与えかねない」という立法府の懸念も理解できる。自殺幫助や死の援助の規制がゆるやかな国々では、援助を受けた自殺や嘱託殺人の件数が上昇し続けている。この上昇だけでは、社会的常態化や主体性を脅かす社会的圧力が生じている証左とはならない。死や自殺の援助を社会がより受けいれるようになったからだ、とも言えるからである。あるいは、もはや自分の死を動かしがたい運命として甘受しなくてもよいという意識の高まりや、自己決定権の強化によっても説明できる。それでも、業としての自殺幫助の提供が規制されなければ、自己決定が危険に陥るという前提から、立法府は出発してしかるべきである。というのも、介護制度や保健機構の財政がますます逼迫しており、とりわけ医療や介護が不十分なため、自己決定ができなくなるという不安から自殺の決意が助長されがちだからである。しばしば自殺の根本にある動機も、立法府の判断を支持している。国内外の研究が示しているように、幫助された自殺の理由として、家族や第三者に負担をかけたくないということが頻繁に挙げられているからである。

b) 刑法第 217 条の規制は刑罰の法規として、基本的には法益を保護するための適切な道具である。なぜなら危険をはらんだ行動を罰則を科して禁止すれば、望ましい法益の保護を少なくとも促進できるからである。

c) 立法府が正当な保護を実現するために、規制が必要であるか否かは未決定のままにしておくことができる。いずれにせよ法の規定の結果、自己決定に基づき死ぬ権利が制限されたことは不適切なのである。

aa) 自由の制限が適切なのは、個人がこうむる負担の度合いが、公共に生じる利益と合理的な均衡を保つ場合に限られる。したがって、個人の自由に対する侵害の度合いが甚大であれば、それだけ公益は重大でなければならない。他方で、基本権の完全に自由な行使から生じる不利益や危険が大きければ、それだけ共同体の保護も重要になる。その際、基本権の重大な侵害が問題となるなら、立法府の決定は綿密に吟味される。自分自身の人生と取り組み、人としての個性、アイデンティティ、不可侵性を保持するために行う自己決定には実存的な意義があるため、自殺幫助に関して保護の概念を規範の形にする際、立法府には厳重な制約が課せられる。

bb) 業としての自殺幫助の禁止によって、立法府はこの制約を越えてしまった。

(1) 刑法第 217 条が保護しようとしている主体性と生命という法益は、憲法では高い重要性を持つため、刑法を利用することは原則的には正当化できる。社会生活の基本的な諸価値を保護することによって、秩序ある人間らしい共同生活を作り出し保護し維持するとい

う国家の課題を達成するに当たって、刑法は必須の機能を有している。国家の保護義務は場合によっては、基本権が侵害されるおそれがあるだけでも、それを阻止する法的規制の策定を命じることができる。

しかしながら、自分の生命の終結に関する個人の主体的な決定を保護するために刑法を正当に利用するといっても、自由な決定が守られずに不可能になってしまうと、限度を超えてしまう。自殺と自殺幫助が不可罰であるということは、個人の自己決定を承認するよう憲法が命じていることを表現しており、立法府が自由に処理できるわけではない。基本法の法秩序の根底にある人間像は、自己決定し自己責任をもって人格を自由に発展することと、人間の尊厳によって規定されている。あらゆる規制において、この人間像が出発点でなければならない。それゆえ、自己決定と生命を保護する国家の義務が個人の自由権より優先されるのは、自分自身の生命についての自己決定を危うくするような影響力に個人がさらされる場合である。こうした影響力には、立法府は予防措置や保護手段を用いて対抗してもよい。だがそれ以外の場合では、個人が自分自身の存在意義についての自らの理解に応じて、生命を終わらせる決断を下したなら、それは主体的自己決定の行為として承認されなければならない。

それゆえ自己決定に基づき死ぬ権利を認めるからといって、立法府が一般的な自殺予防を禁じられたわけではない。とくに病気を理由とした自殺願望に対しては、緩和医療を増強して対応してよい。現在または近い将来の生活状態のせいで、生きる代わりに自殺を選ぶように個人が仕向けられることもある。主体性と生命に対するそのような危険を、立法府は阻止しなければならない。しかし、こうした社会政策上の義務から逃れるために、憲法で保護された自己決定の権利を失効させてはならない。生命維持を目的とした申し出を断り、自分の存在意義についての自らの理解にしたがって、第三者の手を借りて自分の生命を終結させることを決断して実行する自由が、個人には残されていなければならない。人間の尊厳を価値秩序の中心に置き、自由で人間らしい人格の尊重と保護を憲法の最高価値として義務付ける社会では、主体性に反した生命の保護は、社会の自己理解と矛盾してしまうのである。

(2) 憲法では主体的自己決定を展開する余地は必ず保持することになっているにもかかわらず、業としての自殺幫助の禁止は、それに違反している。この禁止は導入時の法律状況とあいまって、自殺の権利を事実上、大部分で制限してしまった。刑法第 217 条の規制は、自殺幫助の特定の方法、つまり業としての自殺幫助のみを制限しているけれども、それに伴い主体性が不釣り合いなほど大幅に奪われてしまうため、残された選択肢では自己決定が有名無実になってしまっている。

(a) 個人が自殺の決意を実行するためには、多くの状況で、業として提供される自殺幫助の他に信頼できる現実的手段はない。まさにそのために、刑法第 217 条の主体性を阻害する力が強まっている。刑法第 217 条を限定的に解釈すると、個人による自殺幫助は刑罰が免除されたままであるが、それでは憲法が命じている人生の最後の自己決定を達成する

ための十分な助けとなっていない。「自殺を援助してもらえる方法は、業として提供される以外にも実際に存在する」という立法府の暗黙の想定は、法秩序の統一性に留意していない。他の方法が存在するからという理由で、立法府が特定の形態の自由の行使を不可能にするのであれば、残された行為の選択肢は、基本法実現のため、現実的にも適切なものでなければならない。このことはとりわけ自殺の権利に当てはまる。そこでは、自分自身の考えに従って実際に行為できるという個人的な確信を持てるだけでも、アイデンティティの支えになるからである。

刑法で一律に自殺幫助を禁止するまでには至っていないが、それだけでは不十分である。業としての自殺幫助の提供がなければ、必要な薬物を少なくとも処方して自殺を手助けしてくれる医師の個人的な好意に、個人は決定的に頼ることになる。現実的に考えれば、そのような医師の個人的な好意を前提できるのは、例外的な場合だけである。従来、医師は自殺幫助に消極的である。自殺幫助を医師に義務付けるわけにも行かない。自己決定に基づき死ぬ権利があるからといって、第三者に自殺幫助を要求することはできないからである。そのうえ自殺幫助を進んで行うには、医師の職務に関する規則がさらなる限界を設定している。大半の州の医師会の会規には、医師による自殺幫助の禁止が明記されているため、個人の自己決定の実現は地理的な偶然に依存してしまう。さらに医師会の禁止規定は、少なくとも事実上、自殺幫助をしない方向へ医師を導いている。自殺を援助するなら、医師は憲法によって守られた自らの自由を盾に、明文化された規則を無視する覚悟がある。援助を受けて自殺できる機会は、そのようなことに左右されてはならない。こうした現状が続く限り、業としての自殺幫助の提供が実際には必要なのである。

(b) 緩和医療ケアの改善も、個人的な自己決定の不釣り合いな制約を相殺するには十分ではない。それは現在の不備をなくして、ケアが不十分なため死を願う病人の数を減らすには適しているが、自由な自己決定による自殺の決意の制限を埋め合わせる救済方法にはならないからである。緩和医療を求める義務は存在しない。自分の生命を終結させる決意は、現存する他の選択肢は取らないという決意を同時に含んでおり、この点もやはり主体的な自己決定の行為として受け入れなければならない。

(c) さらに国家共同体は個人に、外国において自殺幫助を受ける可能性を指示してはならない。国家は必要な基本法の保護を、第1条第3項<sup>4)</sup>に従い、それ自体の法秩序の内部で保障しなければならない。

(3) 最後に、第三者保護の観点から、刑法第217条から生じる個人的な自己決定の制約を正当化するのに十分ではない。立法府は社会的共同生活を維持し促進するため、基本法に基づく個人の自由を制約することがある。それが所与の事情からして要求できる範囲内である限り、個人はそうした制限を甘受しなければならない。ただし、その際に人の自立性は守らなければならない。模倣効果の防止といった第三者保護を考慮しても、個人が自殺の権利を事実上、制限されてしまうことは正当化できない。

4. 以上の判断は、ヨーロッパ人権条約<sup>5)</sup>ならびにヨーロッパ人権裁判所で明文化された条約の法的見解と一致している。

II. 刑法第 217 条は、自殺幫助をしたいと望む個人や団体の基本権も侵害している。業としての自殺幫助の禁止は、自己決定に基づき自殺を決意した人の一般的人格権と相容れないため、客観的憲法に反しており、それゆえ直接の規制対象に対しても無効である。刑法第 217 条によって可罰的となった行為を憲法が保護する根拠は、自己決定に基づき死ぬ権利とともに、自殺幫助を行う個人や団体の基本権、とりわけ基本法第 12 条第 1 項<sup>6)</sup>あるいは補足的に第 2 条第 1 項である。自殺の決意の実行は、第三者が進んで自殺の機会を与え、創出し、又は斡旋することに依存しているだけではない。第三者が自殺を幫助しようとする意思を、合法的に実現できるようにしなければならない。このように自殺の権利の保障には、自殺を手助けする行為を広範囲に憲法で保護することも対応しているのである。

刑法第 217 条が直接の対象としている自然人としての自殺幫助者は、基本法第 104 条第 1 項<sup>7)</sup>と結びついた第 2 条第 2 項第 1 文における自由権を有しているが、刑法第 217 条の禁止は自由刑で脅かすことにより、これをも侵害している。ドイツの自死援助協会は、基本法第 2 条第 1 項に基づく基本権を有しているが、業としての自殺幫助の罰則における罰金の可能性は、これを侵害している。

III. 刑法第 217 条は憲法に違反していることが確認されたため、無効と宣言しなければならない。憲法に合うような限定的解釈は、立法府の意図に反するため、不可能だからである。

だからといって立法府は、自殺幫助の規制を禁じられたわけではない。ただし規制に際しては、人は自由に自己を規定し発展させようとする精神的・道徳的存在であるという人間観に準拠しなければならない。自分自身の人生についての自己決定を守るために、自死援助組織に関して立法府には多様な可能性が開かれている。たとえば安全性を高める手続きとして、説明や待機期間の義務を法で定めたり、提供される自死援助の信頼性を確保するために許可を制限したり、特に危険な自死援助の形態を禁止したりすることもできる。こうしたことを刑法に明記し、少なくとも違反した場合の罰則を刑法で定めることも可能である。ただし自殺は権利であるため、不治の病気にかかっているといった具体的基準を設け、それを満たした場合にのみ自死援助を認めることは禁じられる。とはいえ、自死の意志の真剣さや継続性について、生活状況に応じて異なる証明を求めることはできる。もっとも、自由な決定に基づき、第三者に支えられて世を去る個人の権利は、現実的に実行に移せるだけの十分な余地が残されていなければならない。そのためには、医師と薬剤師の一貫した職務規則を策定するだけでなく、できれば麻酔剤法を適合させることも必要になる。その場合、薬事法と麻酔剤法において明記されている利用者保護と乱用予防を保持しながら、自死援助も保護するコンセプトにまとめることも、除外されてはいない。

以上のすべては、自死援助の義務化があってはならないことを変えるものではない。

訳注

- 1) プレスリリースの原文は、以下で閲覧できる。  
<https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2020/bvg20-012.html>。判決の全文も以下で閲覧可能である。  
Urteil vom 26. Februar 2020 - 2 BvR 2347/15, Absatz-Nr10.  
[https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2020/02/rs20200226\\_2bvr234715.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2020/02/rs20200226_2bvr234715.html)
- 2) 基本法第1条第1項は、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である」、第2条第1項は、「何人も、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序または道徳律に違反しない限り、自らの人格の自由な発展を求める権利を有する」である。
- 3) 基本法第2条第2項第1文には、「何人も、生命に対する権利および身体を害されない権利を有する」、基本法第1条第1項第2文には、「これ（人間の尊厳）を尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である」と書かれている。
- 4) 基本法第1条第3項は、「以下の基本権は、直接に妥当する法として、立法、執行権および司法を拘束する」である。
- 5) 自殺補助に関連するヨーロッパ人権条約の第8条、「私生活および家族生活の尊重を受ける権利」には、以下のように書かれている。「1 すべての者は、その私的および家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社會において必要なもの以外のいかなる公の機関による介入もあってはならない」。
- 6) 基本法第12条第1項は、「すべてのドイツ人は、職業・職場及び職業教育の場を自由に選択する権利を有する。職務の遂行は法律によって、または法律の根拠に基づいて規制することができる」である。
- 7) 基本法第104条第1項は、「人身の自由は、正規の法律の根拠に基づき、かつそこで規定された形式によってのみ、制限することができる。拘禁された者は、精神的にも肉体的にも、虐待されてはならない」である。